

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）		1
○	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第二条関係）		28
○	高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第三条関係）		49
○	日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第四条関係）		52
○	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和三十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二項関係）		54
○	都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（附則第三項関係）		55

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案					現行				
（管理の特例の場合の読替規定） 第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。					（管理の特例の場合の読替規定） 第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。				
九	二 八	一	項	読み替える 規定	九	二 八	一	項	読み替える 規定
第十三条第二 八項、第五 七項及び第 五十条第 七項及び第	（略）	第十三条第 三項、第十 八条第一項 、第五十 条第一項及 び第四項 から第六 項まで	都道府県	読み替えら れる字句	第十三条第 三項、第十 八項及び第 五項	（略）	都道府県	読み替えら れる字句	第十三条第 三項、第十 八項及び第 五項
他 の都道府 県	（略）		指定市	読み替える 字句（法第 十七條第一 項の場合）	都道府県	（略）		読み替える 字句（法第 十七條第一 項の場合）	都道府県
都道府県	（略）		指定市以外 の市	読み替える 字句（法第 十七條第二 項の場合）	都道府県	（略）	指定市以外 の市	読み替える 字句（法第 十七條第二 項の場合）	都道府県

3 2 (略)						
	一 三	項		十	十一	十二 十四
第二十一条、第二十二條第一項	(略)	読み替える規定	第五十條第七項	当該国道の所在する都道府県	第五十條第八項	(略)
道路管理者	(略)	読み替えられる字句	当該国道の所在する指定市	国道の所在する都道府県	国道の所在する指定市	(略)
道路管理者等	(略)	読み替える字句	指定市以外 の市で当該 国道の所在 するもの	指定市以外 の市で国道 の所在する もの	指定市及び 関係都道府 県	(略)

法第十七条第四項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

3 2 (略)						
	一 三	項		十	十一	十二 十四
第二十一条、第二十二條第一項	(略)	読み替える規定	第五十條第六項	当該国道の所在する都道府県	第五十條第七項	(略)
道路管理者	(略)	読み替えられる字句	当該国道の所在する指定市	国道の所在する都道府県	国道の所在する指定市	(略)
道路管理者等	(略)	読み替える字句	指定市以外 の市で当該 国道の所在 するもの	指定市以外 の市で国道 の所在する もの	指定市及び 関係都道府 県	(略)

法第十七条第四項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第三号及び第三項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項

、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第二項、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第三号及び第三項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十

四

、第四十四条の
三第一項から第
五項まで及び第
八項、第四十五
条第一項、第四
十六条第一項及
び第二項、第四
十七条の十七第
一項、第四十七
条の十八第一項
、第四十八条の
二十三第一項、
第四十八条の二
十四第一項、第
四十八条の二十
五、第四十八条
の二十六第一項
、第四十八条の
二十七第一項及
び第二項、第四
十八条の二十八
第二項、第四十
八条の二十九、
第四十八条の三
十七第一項、第
四十八条の六十
第一項及び第三
項、第四十八条
の六十一、第四
十八条の六十二

四

一条、第四十二
条第一項、第四
十四条の三第一
項から第五項ま
で及び第八項、
第四十五条第一
項、第四十六条
第一項及び第二
項、第四十七条
の十七第一項、
第四十七条の十
八第一項、第四
十八条の二十三
第一項、第四十
八条の二十四第
一項、第四十八
条の二十五、第
四十八条の二十
六第一項、第四
十八条の二十七
第一項及び第二
項、第四十八条
の二十八第二項
、第四十八条の
二十九、第四十
八条の三十七第
一項、第四十八
条の六十第一項
及び第三項、第
四十八条の六十

第一項から第三
項まで、第四十
八条の六十三か
ら第四十八条の
六十五まで、第
五十六條、第五
十七條、第五十
八條第一項、第
五十九條第三項
、第六十條、第
六十一條第一項
、第六十二條、
第六十六條第一
項、第六十七條
の二、第六十八
條、第六十九條
第一項、第七十
條第一項、第三
項及び第四項、
第七十一條第一
項から第五項ま
で、第七十二條
第一項及び第三
項、第七十二條
の二第一項、第
七十三條第二項
及び第三項、第
八十六條第二項
、第八十七條第
一項、第九十一

一、第四十八條
の六十二第一項
から第三項まで
、第四十八條の
六十三から第四
十八條の六十五
まで、第五十六
條、第五十七條
、第五十八條第
一項、第五十九
條第三項、第六
十條、第六十一
條第一項、第六
十二條、第六十
六條第一項、第
六十七條の二、
第六十八條、第
六十九條第一項
、第七十條第一
項、第三項及び
第四項、第七十
一條第一項から
第五項まで、第
七十二條第一項
及び第三項、第
七十二條の二第
一項、第七十三
條第二項及び第
三項、第八十六
條第二項、第八

七	六	五	
第三十三條第四項、第三十九條の二第七項、第三十九條の五第二項、第四十五條の二第二項、第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十三	第二十八條の二第一項	(略)	條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第二項及び第二項前段、第九十六條第五項
道路管理者は、	密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整	(略)	
道路管理者は、道路管理者等が	密接関連道路の管理を行う二以上の道路管理者等は	(略)	

六	五		
第三十三條第四項、第三十九條の二第七項、第三十九條の五第二項、第四十五條の二第二項、第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十三	(新設) (新設)	(略)	十七條第一項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項
道路管理者は、	(新設)	(略)	
道路管理者は、道路管理者等が	(新設)	(略)	

十八 〜	十七	十六	十五	四 八 〜 十	
(略)	第五十条第八項	第五十条第七項	第五十条第七項及び第八項、第五十三条第二項	(略)	第六項、第四十八條の二十六第二項、第四十八條の三十八第一項及び第三項、第四十八條の六十第二項、第四十八條の六十二第四項
(略)	関係都道府県	国道の所在する都道府県	当該国道の所在する都道府県	(略)	
(略)	当該指定市以外の市町村及び関係都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの	指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの	(略)	

十七 〜	十六	十五	十四	三 七 〜 十	
(略)	第五十条第七項	第五十条第六項	第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	(略)	第六項、第四十八條の二十六第二項、第四十八條の三十八第一項及び第三項
(略)	関係都道府県	国道の所在する都道府県	当該国道の所在する都道府県	(略)	
(略)	当該指定市以外の市町村及び関係都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの	指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの	(略)	

4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項	一・二	
読み替える規定	(略)	第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第三号及び第三項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四
読み替えられる字句	(略)	道路管理者
読み替える字句	(略)	道路管理者等

4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項	一・二	
読み替える規定	(略)	第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條
読み替えられる字句	(略)	道路管理者
読み替える字句	(略)	道路管理者等

三

項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十條第一項、第四十三條の二、第四十四條の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の十四、第四十七條の十五第二項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及

三

の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の十四、第四十七條の十五第二項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項ま

び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の四十九第二号、第四十八條の六十四、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七

で、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の四十九第二号、第四十八條の六十四、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一

四	
第三十三條第四項、第三十九條の二第七項、第三十九條の五第二項、第四十五條の二第二項、第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十三第六項、第四十八條の二十六第二項、第四十八條の二十九の六第一項及び第三項、第四十八條の三十八第一項及び第三項	十二條の二第一項及び第二項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段
道路管理者は、	
道路管理者は、道路管理者等が	

四	
第三十三條第三項及び第四項、第三十九條の二第七項、第三十九條の五第二項、第四十五條の二第二項、第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十三第六項、第四十八條の二十六第二項、第四十八條の二十九の六第一項及び第三項、第四十八條の三十八第一項及び第三項	條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段
道路管理者は、	
道路管理者は、道路管理者等が	

二五 十	(略)	(略)	(略)
---------	-----	-----	-----

6 5
(略)
法第十七条第八項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

一 八	項	
(略)	読み替える規定	第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第二項、第三号及び第三項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十
(略)	読み替えられる字句	道路管理者
(略)	読み替える字句	道路管理者等

二五 十	(略)	(略)	(略)
---------	-----	-----	-----

6 5
(略)
法第十七条第八項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

一 八	項	
(略)	読み替える規定	第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項、第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十
(略)	読み替えられる字句	道路管理者
(略)	読み替える字句	道路管理者等

九

九条の六第一項
から第三項まで
、第三十九条の
七第二項及び第
四項、第三十九
条の九、第四十
条第二項、第四
十一条、第四十
三条の二、第四
十四条の三第一
項から第五項ま
で及び第八項、
第四十五条第一
項、第四十六条
第一項及び第二
項、第四十七条
第三項、第四十
七条の二第一項
及び第五項、第
四十七条の十四
、第四十七条の
十五第二項、第
四十七条の十七
第一項、第四十
七条の十八第一
項、第四十八条
の二十三第一項
、第四十八条の
二十四第一項、
第四十八条の二

九

九条の五第一項
、第三十九条の
六第一項及び第
三項、第三十九
条の七第二項及
び第四項、第三
十九条の九、第
四十条第二項、
第四十一条、第
四十三条の二、
第四十四条の三
第一項から第五
項まで及び第八
項、第四十五条
第一項、第四十
六条第一項及び
第二項、第四十
七条第三項、第
四十七条の二第
一項及び第五項
、第四十七条の
十四、第四十七
条の十五第二項
、第四十七条の
十七第一項、第
四十七条の十八
第一項、第四十
八条の二十三第
一項、第四十八
条の二十四第一

十五、第四十八
条の二十六第一
項、第四十八條
の二十七第一項
及び第二項、第
四十八條の二十
八第二項、第四
十八條の二十九
、第四十八條の
二十九の三、第
四十八條の二十
九の四、第四十
八條の二十九の
五第一項、第四
十八條の三十二
、第四十八條の
三十三、第四十
八條の三十七第
一項、第四十八
條の四十九第二
号、第四十八條
の六十四、第五
十七條、第六十
六條第一項、第
六十七條の二、
第六十八條、第
六十九條第一項
、第七十一條第
一項から第五項
まで、第七十二

項、第四十八條
の二十五第一項
、第二項及び第
四項から第六項
まで、第四十八
條の二十六第一
項、第四十八條
の二十七第一項
及び第二項、第
四十八條の二十
八第二項、第四
十八條の二十九
、第四十八條の
二十九の三、第
四十八條の二十
九の四、第四十
八條の二十九の
五第一項、第四
十八條の三十二
、第四十八條の
三十三、第四十
八條の三十七第
一項、第四十八
條の四十九第二
号、第四十八條
の六十四、第五
十七條、第六十
六條第一項、第
六十七條の二、
第六十八條、第

十一	十	
第三十三条第四項、第三十九條の二第七項、第三十九條の五第二項、第四十五條の二第二項、第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十六第二項、第四十八條の二十九の六	(略)	条第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第八十七條第一項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段
道路管理者は、	(略)	
道路管理者は、道路管理者等が	(略)	

十一	十	
第三十三条第三項及び第四項、第三十九條の二第七項、第三十九條の五第二項、第四十五條の二第二項、第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十六第二項、第四十八條の二十六第二項、第四十八條の	(略)	六十九條第一項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第八十七條第一項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段
道路管理者は、	(略)	
道路管理者は、道路管理者等が	(略)	

十二 二十八	第一項及び第三 項、第四十八 条の三十八第 一項及び第三 項
(略)	
(略)	

7 法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項（第二十一条、第二十三条第一項、第三十三条第二項第三号及び第三項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十七条の十七第一項、第四十七条の十八第一項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十二条第四項並びに第九十三条に係る部分を除く。）、四の項（第四十八条の二十九の六第一項及び第三項並びに第四十八条の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）、八の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

項	読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
一・二	(略)	(略)	(略)

十二 二十八	二十九の六第一 項及び第三項、 第四十八条の三 十八第一項及び 第三項
(略)	
(略)	

7 法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項（第二十一条、第二十三条第一項、第三十三条第二項第三号、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十二条第四項並びに第九十三条に係る部分を除く。）、四の項（第四十八条の二十九の六第一項及び第三項並びに第四十八条の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）、八の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

項	読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
一・二	(略)	(略)	(略)

8 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十三の項、二十の項及び二十二の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一～六	(略)	(略)	(略)
七	第五十条第一項及び第七項、第五十三条第二項	国道の新設又は改築	歩行者利便増進道路である国道の改築
八～十	(略)	(略)	(略)

(国土交通大臣の行う管理の告示)

第二条 国土交通大臣は、次に掲げる管理を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、管理の区間、管理の種類及び管理の開始の日を告示しなければならない。

一～四 (略)

五 法第十七条第七項の規定による指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは災害復旧に関する工事又は指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理

六 (略)

8 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十二の項、十九の項及び二十一の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一～六	(略)	(略)	(略)
七	第五十条第一項及び第六項、第五十三条第二項	国道の新設又は改築	歩行者利便増進道路である国道の改築
八～十	(略)	(略)	(略)

(国土交通大臣の行う工事等の告示)

第二条 国土交通大臣は、次に掲げる工事等（工事又は維持をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事等の区間、工事の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならない。

一～四 (略)

五 法第十七条第七項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事

六 (略)

2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる管理の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、同項の規定に準じてその旨を告示しなければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、法第三十二条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、及び法第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

七 法第三十三条第二項第三号（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により利便増進誘導区域を指定し、及び法第三十三条第三項（同条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

八 十二 (略)

十三 法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十四 (略)

十五 法第三十九条の六第一項（法第九十一条第二項において準

2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる工事等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、同項の規定に準じてその旨を告示しなければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、及び法第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

七 法第三十三条第二項第三号（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

八 十二 (略)

十三 法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十四 (略)

十五 法第三十九条の六第一項（法第九十一条第二項において準

用する場合を含む。の規定により変更の認定をし、及び法第三十九条の六第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

十六〜二十五（略）

二十六 法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者利便増進計画について審査し、及び評価を行い、同条第三項の規定により協議し、同条第四項の規定により占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、並びに同条第六項の規定により通知すること。

二十七〜五十（略）

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により告示された管理の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該管理の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わって行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〜四（略）

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の三第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十六号において「駐車料金等」という。）

用する場合を含む。の規定により変更の認定をすること。

十六〜二十五（略）

二十六 法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者利便増進計画について審査し、及び評価を行い、同条第四項の規定により占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、並びに同条第六項の規定により通知すること。

二十七〜五十（略）

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わって行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〜四（略）

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の三第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十七号において「駐車料金等」という。）

を徴収すること。

六 法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）を組織すること。
（削る）

七 二十八（略）

2・3（略）

第四条の三（略）

2（略）

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により告示された管理の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該管理の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が道路の維持若しくは災害復旧に関する工事又は道路の附属物である自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一（略）

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

を徴収すること。

六 法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

七 法第三十二条第五項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条の四第二項及び第三十九条の六第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十八条の二十五第三項の規定により協議すること。

八 二十九（略）

2・3（略）

第四条の三（略）

2（略）

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一（略）

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十四号に掲げる権限

三・四 (略)

五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六條の六第一項の規定により道路の区間を指定し、及び必要な措置をとることを命じ、同条第二項の規定により当該区間を周知させる措置をとり、同条第三項の規定により自ら必要な措置をとり、及び車両その他の物件を破損し、並びに同条第四項の規定により他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定により告示された管理の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該管理の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の二 法第四十八條の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 (略)

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三 第四条の四第一項第五号に掲げる権限

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により告示された管理の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該管理の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後に

三・四 (略)

(新設)

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持又は工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持又は工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の二 法第四十八條の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 (略)

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十四号に掲げる権限

三 (新設)

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後に

おいても行うことができる。

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一（略）

二 第四条の二第一項第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十四号まで、第十七号及び第十九号から第二十八号までに掲げる権限

三 六（略）

2・3（略）

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条（略）

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一（略）

二 法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）を組織すること。

三（略）

3・4（略）

5 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号に掲げる権限

おいても行うことができる。

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一（略）

二 第四条の二第一項第二号から第四号まで、第六号、第七号、第十号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号までに掲げる権限

三 六（略）

2・3（略）

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条（略）

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一（略）

二 法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

三（略）

3・4（略）

5 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号又は第七号に掲げる権限

二 (略)

三 法第三十三条第二項第三号(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

四 十 (略)

6 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第八号及び第十七号、第四条の二第一項第三号、第六号、第七号、第八号、第十号(法第四十八条の六十第一項の規定に係る部分に限る。)、第十一号(法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号並びに前項第二号から第十号までに掲げる権限

二 四 (略)

7 (略)

8 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条の二第一項第三号に掲げる権限

二 第五項各号に掲げる権限

三 法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

9 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

二 (略)

(新設)

三 九 (略)

6 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号、第八号及び第十七号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十一号(法第四十八条の六十第一項の規定に係る部分に限る。)、第十二号(法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びに前項第二号から第九号までに掲げる権限

二 四 (略)

7 (略)

8 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第五項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

9 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第五項第二号、第四号及び第八号に掲げる権限
二・三 (略)

10 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四條第一項第一号、第八号、第十七号、第二十号、第二十一号、第三十号及び第三十一号、第四條の二第一項第三号、第六号、第十号（法第四十八条の六十第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十一号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号並びにこの条第五項第二号から第十号まで及び第六項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

11 (略)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 十三 (略)

十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策（災害対策基本法第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の三第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

(他の都道府県に分担させる負担金に関する基準)

第二十条 国土交通大臣は、法第五十条第七項の規定により他の都道府県に負担金の一部を分担させる場合においては、国道の新設

一 第五項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限
二・三 (略)

10 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四條第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号、第二十一号、第三十号及び第三十一号、第四條の二第一項第三号、第六号、第十一号（法第四十八条の六十第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第五項第二号から第九号まで及び第六項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

11 (略)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 十三 (略)

十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の三第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

(他の都道府県に分担させる負担金に関する基準)

第二十条 国土交通大臣は、法第五十条第六項の規定により他の都道府県に負担金の一部を分担させる場合においては、国道の新設

又は改築によつて当該他の都道府県の受ける利益の程度並びに当該国道の所在する都道府県及び当該他の都道府県の受ける利益の割合を考慮して国土交通大臣が定める額を分担させるものとする。

(都道府県等負担額)

第二十一条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧（以下この項及び第二十三条第一項において「国道の新設等」という。）を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設等に要する費用の額（法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金（以下この章において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「国道新設等負担基本額」という。）に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額（収入金（指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この項において同じ。）があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、同条第七項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「国道新設等都道府県負担額」という。）とする。

2 国土交通大臣が指定区間外の国道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持若しくは工事又は当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第三項及び第七項において「指定区間外国道維持等都道府県負担額」という。）とする。

3 国土交通大臣が都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは災

又は改築によつて当該他の都道府県の受ける利益の程度並びに当該国道の所在する都道府県及び当該他の都道府県の受ける利益の割合を考慮して国土交通大臣が定める額を分担させるものとする。

(都道府県等負担額)

第二十一条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧（以下この項及び第二十三条第一項において「国道の新設等」という。）を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設等に要する費用の額（法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金（以下この章において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「国道新設等負担基本額」という。）に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額（収入金（指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この項において同じ。）があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、同条第六項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「国道新設等都道府県負担額」という。）とする。

2 国土交通大臣が指定区間外の国道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持又は工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第三項及び第七項において「指定区間外国道維持等都道府県負担額」という。）とする。

3 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に

害復旧に関する工事を行う場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持若しくは工事又は当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第七項において「都道府県道等維持等都道府県等負担額」という。）とする。

4・5 (略)

(国道新設等負担基本額等の通知)
第二十三条 (略)

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第七項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、指定区間外の国道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合においては、当該指定区間外の国道を管理する都道府県に対して、指定区間外国道維持等都道府県負担額を通知しなければならない。

4 国土交通大臣は、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合においては、これらの都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等維持等都道府県等負担額を通知しなければならない。

5・8 (略)

(法定受託事務から除かれる事務)

関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持又は工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第七項において「都道府県道等維持等都道府県等負担額」という。）とする。

4・5 (略)

(国道新設等負担基本額等の通知)
第二十三条 (略)

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第六項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、指定区間外の国道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該指定区間外の国道を管理する都道府県に対して、指定区間外国道維持等都道府県負担額を通知しなければならない。

4 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等維持等都道府県等負担額を通知しなければならない。

5・8 (略)

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十九条 (略)

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第五号及び第十六号並びに第五条の三第一項第三号及び第五号に掲げるものとする。

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び法第三十一条の二第四項本文の規定による決定、同条第三項の規定による命令並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一十三 (略)

十四 法第五十条第七項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第八項の規定により意見を聴くこと。

十五 二十六 (略)

3 (略)

第三十九条 (略)

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第五号及び第十七号並びに第五条の三第一項第三号及び第五号に掲げるものとする。

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び法第三十一条の二第四項本文の規定による決定、同条第三項の規定による命令並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一十三 (略)

十四 法第五十条第六項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第七項の規定により意見を聴くこと。

十五 二十六 (略)

3 (略)

○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第二条関係）

改正案	現行
（地方道路公社の権限の代行） 第十一条の二 法第三十二条の二第四項の規定により国土交通大臣が地方道路公社に代わつて行う権限（第五項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が地方道路公社と協議して定めるものとする。 一 法第十七条第一項の規定により地方道路公社が道路管理者に代わつて行う権限のうち、次に掲げるもの イ 法第十七条第一項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号、第九号から第十八号まで、第二十号、第二十四号、第二十八号、第三十一号の二から第三十四号まで及び第三十六号に掲げる権限 ロ 法第十七条第一項第二号に掲げる権限のうち、道路法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事の施行について協議すること。 ハ 法第十七条第一項第二十一号に掲げる権限のうち、道路法第四十五条第一項、第四十七条の十五及び第四十八条の二十九の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。 ニ 法第十七条第一項第二十三号に掲げる権限のうち、道路法第四十六条第一項及び第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。 ホ 法第十七条第一項第二十七号に掲げる権限のうち、道路法第四十七条の十四の規定により必要な措置をすることを命ずること。 ヘ 法第十七条第一項第三十五号に掲げる権限のうち、道路法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処分	（新設）

をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るもの並びに同法第七十一条第二項第二号又は第三号（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合において同法第七十一条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることを除く。

ト 法第十七条第一項第三十八号に掲げる権限のうち、道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同法第二項の規定により協議し、又は通知すること。

ただし、同法第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

二 法第十七条第六項の規定により道路管理者の意見を聴き、又は道路管理者に通知すること。

三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十条の六第八項の規定により地方道路公社が道路管理者に代わつて行う同条第一項から第四項までの規定による権限

2| 国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3| 国土交通大臣は、法第三十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて第一項第一号イに掲げる権限のうち法第十七条第一項第二十八号に掲げるもの（道路法第四十七条の十八第一項の規定により締結することに限る。）を行おうとするときは、地方道路公社の意見を聴かなければならない。

4

国土交通大臣は、法第三十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を地方道路公社に通知しなければならない。

一 第一項第一号イに掲げる権限のうち、次に掲げるもの

イ 法第十七条第一項第一号又は第十号に掲げる権限

ロ 法第十七条第一項第九号に掲げる権限のうち、道路法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を同法第九十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可すること。

ハ 法第十七条第一項第十二号に掲げる権限のうち、道路法第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めること。

ニ 法第十七条第一項第二十八号に掲げる権限のうち、道路法第四十七条の十八第一項の規定により締結すること。

ホ 法第十七条第一項第三十三号に掲げる権限のうち、道路法第四十八条の六十四の規定による協議（当該協議が成立することをもつて、同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

二

第一項第一号へに掲げる権限のうち、道路法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは同法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

5

国土交通大臣が代行する権限は、法第三十二条の二第三項前段

の規定に基づき公示された同条第一項各号に掲げる管理の開始の日から同条第三項後段の規定に基づき公示された当該管理の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。

(管理の特例の場合の読替規定)

第十一條の三 法第三十二條の二第一項の場合における同条第五項の規定による法の規定により読み替えて適用する道路法の規定の適用については、同法第十九條の二第一項中「共用管理施設関係道路管理者」という。）」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」という。）」又は国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者」と、同法第二十條第二項中「国土交通大臣である道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第三十九條の二第一項中「道路管理者は」とあるのは「地方道路公社等は」と、同法第四十七條の二第二項中「道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二條の二第一項の規定により国土交通大臣が管理を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるとき」と、「の道路管理者」とあるのは「の道路管理者若しくは同法第八條第一項第二十八号若しくは第十七條第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者又は国土交通大臣」と、同法第四十七條の十五第一項中「道路管理者は、第四十六條第一項」とあるのは「第四十六條第一項」と、「場合においては」とあるのは「地方道路公社等は」と、「道路管理者」とあるのは「地方道路公社等」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を法第三十三條、第三十五條、第三十六條、第四十條第二項又は第五十四條第一項の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

(新設)

項	一	二	
読み替える 道路法の規 定	第二条第二 項第二号	第二条第二 項第五号、 第七号及び 第八号	第十八条第 一項
読み替えら れる字句	第十八条第 一項に規定 する道路管 理者	第十八条第 一項に規定 する道路管 理者	第十二条、 第十三条第 一項若しく は第三項、 第十五条、 第十六条又
法第三十三 条、第三十 五条、第三 十六条、第 四十条第二 項又は第五 十四条第一 項の規定に より読み替 えた字句	地方道路公 社	地方道路公 社	地方道路公 社
読み替える 字句	地方道路公 社又は国土 交通大臣（ 以下「地方 道路公社等 」という。）	地方道路公 社等	地方道路公 社等

五	四	三
第二十條第 五項	第二十條第 一項、第九 十三條	
第二十項の規 定による国 土交通大臣 と当該他の 工作物に関 する主務大 臣との協議 が成立した	当該道路の 道路管理者	は前条第一 項から第三 項までの規 定によつて 道路を管理 する者（指 定区間内の 国道にあつ ては国土交 通大臣、指 定区間外の 国道にあつ ては都道府 県。以下「 道路管理者 」という。
前二項	社 地方道路公	
第二十項の規 定による国 土交通大臣 と当該他の 工作物に関 する主務大 臣との協議 が成立した	社 地方道路公 社等	

第二十條第五項、第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の第三項、第三十九條の第四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の第五項、第三十九條の第六項から第三項まで、第三十九	
道路管理者	場合又は前二項
社 地方道路公	
社等 地方道路公	場合又は前二項

八	項、第	の十八	第四十七	七第一項、	十七條の十	二項、第四	條の十五第	、第四十七	七條の十四	項、第四十	項及び第五	條の二第一	、第四十七	七條第三項	項、第四十	項及び第二	十六條第一	一項、第四	四十五條第	項まで、第	項から第五	條の三第一	、第四十四	十三條の二	二項、第四	第四十條第	九條の九、	項、第三十	條の七第二
---	-----	-----	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

九の三、第	四十八条の	二十九の四	、第四十八	条の三十二	、第四十八	条の三十三	、第四十八	条の四十九	第二号、第	四十八条の	六十四、第	六十六條第	一項、第六	十七條の二	、第六十八	条、第六十	九条第一項	、第七十一	条第一項か	ら第三項ま	で及び第五	項、第七十	二条第一項	及び第三項	、第七十二	条の二第一	項及び第二	項、第九十	二条第四項
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

十一	十	九	八	七	
第三十九條の二第七項、第三十九條の五第二十項、第四十	第三十九條の二第六項	第二十四條	第二十一條	第二十條第六項	第九十五條の二、第九十六條第五項前段
道路管理者は、	道路管理者（市町村で ある道路管 理者を除く 。）	道路管理者 の	道路管理者 以外	協議	道路管理者 と
道路管理者は、地方道路公社が	地方道路公 社	地方道路公 社の	道路管理者 及び地方道 路公社以外	地方道路公 社が協議	地方道路公 社と
道路管理者は、地方道路公社等が	地方道路公 社等	地方道路公 社等の	道路管理者 及び地方道 路公社等以 外	地方道路公 社等が協議	地方道路公 社等と

	十六	十五	十四	十三	十二		
第四十七條 の二第三項	第四十五條 の二第二項	第四十四條 の三第八項	第四十一條	第三十九條 の七第四項	第三十九條 の四第四項	七條の十八 第二項	
道路管理者 が	道路管理者 は、	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者 は、 当該道路管 理者		
道路管理者 又は道路整 備特別措置 法第八條第 一項第二十 八号若しく	地方道路公 社は、	機構等又は 会社	道路管理者 及び地方道 路公社	機構等	当該地方道 路公社	地方道路公 社は	
道路管理者 若しくは道 路整備特別 措置法第八 條第一項第 二十八号若	地方道路公 社は、地方 道路公社等 が	地方道路公 社等	道路管理者 及び地方道 路公社等	地方道路公 社等	当該地方道 路公社等	地方道路公 社等は	

十八										十七									

項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号、第二十九号の規定により道路管理者に代わつて機	の者が行うもの
の	臣が行うもの

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道

路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは、「地方道路公社」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

項		八 一 十	
読み替える規定		(略)	第二十二條の三第一項
読み替えられる字句		(略)	二以上の道路管理者
次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	(略)	会社及び道路管理者（他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三條第一
	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	(略)	地方道路公社及び道路管理者（道路整備特別措置法第二十三條第一項第一号に

路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは、「地方道路公社」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

項		八 一 十	(新設)
読み替える規定		(略)	(新設)
読み替えられる字句		(略)	(新設)
次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	(略)	(新設)
	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	(略)	(新設)

十九	二十	二十一
	第二十二條の第三項及び第六項、第二十八條の第二項	第二十二條の第三項
	密接関連道路管理者	道路管理者（密接関連道路管理者）
項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては当該他の会社、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社。第三項において同じ。	密接関連道路管理者等	会社及び道路管理者（密接関連道路管理者等
規定する会社管理高速道路にあつては会社、他の地方道路公社が管理する同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路にあつては当該他の地方道路公社。第三項において同じ。	密接関連道路管理者等	地方道路公社及び道路管理者（密接関連道路管理者等

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

二 十 四	二 十 四	三 十 二
(略)	第二十八條 の二第一項	(略)
(略)	連絡調整、 踏切道密接 関連道路（ 踏切道改良 促進法（昭 和三十六年 法律第百九 十五号）第 三条第一項 に規定する 踏切道密接 関連道路を いう。）の 改良の方法 に関する協 議その他の 密接関連道 路の管理を 効果的に行 うために必 要な協議	(略)
(略)	連絡調整	(略)
(略)	連絡調整	(略)

八 十 一	（新設）	十 九
(略)	（新設）	(略)
(略)	（新設）	(略)
(略)	（新設）	(略)
(略)	（新設）	(略)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

項	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一～八	(略)	(略)	(略)
九	第二十二條の三第一項	二以上の道路管理者	有料道路管理者及び道路管理者
十	第二十二條の三第三項	道路管理者（	有料道路管理者及び道路管理者（
十一	(略)	(略)	(略)
三十四	(略)	(略)	(略)

（高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は会社が協議

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

項	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一～八	(略)	(略)	(略)
（新設）	(新設)	(新設)	(新設)
（新設）	(新設)	(新設)	(新設)
九	(略)	(略)	(略)
十二	(略)	(略)	(略)

（高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は会社が協議

「と、同法第二十八条の二第一項中「連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議」とあるのは「連絡調整」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十五条の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と、同法第四十七条の十二第三項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者又は機構」と、同法第四十七条の十八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

一〇六	項	読み替える 道路法の規 定	読み替えら れる字句	高速自動車 国道法第二 十五条の規 定により読 み替えた字 句	読み替える 字句
(略)					
(略)					
(略)					
(略)					

「と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十五条の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と、同法第四十七条の十二第三項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者又は機構」と、同法第四十七条の十八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

一〇六	項	読み替える 道路法の規 定	読み替えら れる字句	高速自動車 国道法第二 十五条の規 定により読 み替えた字 句	読み替える 字句
(略)					
(略)					
(略)					
(略)					

十七	九 二	八	七	
(略)	第二十二 条の第三 項	第二十二 条の第一 項	第二十二 条の第一 項	
(略)	道路管理 者(密接 関連道 路管理 者)	二以上の 道路管理 者	二以上の 道路管理 者	
(略)	国土交通 大臣及び 道路大 臣及び道 路管理 者等	国土交通 大臣及び 道路大 臣及び道 路管理 者	国土交通 大臣及び 道路大 臣及び道 路管理 者	
(略)	会社及び 道路管理 者(密接 関連道 路管理 者等)	会社及び 道路管理 者	会社及び 道路管理 者	

十五	七 二	(新設)	(新設)	
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	

○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案					現行				
（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。					（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。				
項	一～三	四		五	項	一～三	（新設）		（新設）
読み替える道路法の規定	（略）	第二十二條の三第一項		第二十二條の三第一項、第五項及び第六項、第二十八條の第二項	読み替える道路法の規定	（略）	（新設）		（新設）
読み替えられる字句	（略）	道路（	二以上の道路管理者	密接関連道路管理者	読み替えられる字句	（略）	（新設）		（新設）
読み替える字句	（略）	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路（	国土交通大臣及び道路管理者	密接関連道路管理者等	読み替える字句	（略）	（新設）		（新設）
第二十二條の三	道路管理者（密	国土交通大臣及			（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

十	八 ・ 九	七	六
第二十八條の二 第一項	(略)	第二十四條	第三項
連絡調整、踏切 道密接関連道路 (踏切道改良促 進法(昭和三十 六年法律第百九 十五号)第三條 第一項に規定す る踏切道密接関 連道路をいう。)の改良の方法 に関する協議	(略)	第十二條、第十 三條第三項、第 十七條第四項若 しくは第六項か ら第八項まで、 第十九條から第 二十二條の三ま で、第四十八條 の十九第一項又 は第四十八條の 二十二第一項	接関連道路管理 者
連絡調整	(略)	第二十一條から 第二十二條の三 まで又は高速自 動車国道法第七 條の二若しくは 第八條	び道路管理者(密 接関連道路管 理者等
(新設)	五 ・ 六	四	(
(新設)	(略)	第二十四條	
(新設)	(略)	第十二條、第十 三條第三項、第 十七條第四項若 しくは第六項か ら第八項まで、 第十九條から第 二十二條の二ま で、第四十八條 の十九第一項又 は第四十八條の 二十二第一項	
(新設)	(略)	第二十一條から 第二十二條の二 まで又は高速自 動車国道法第七 條の二若しくは 第八條	

三十四	十一 五		(削る)
(略)			(削る)
(略)			(削る)
(略)			(削る)

十一	八 三	七	
(略)			第二十八條の二 第一項
(略)	その他の 道路をいう。	二以上の道路管 理者は、踏切道 密接関連道路（ 踏切道改良促進 法（昭和三十六 年法律第百九十 五号）第三条第 一項に規定する 踏切道密接関連 道路をいう。）	道路（以下
(略)		国土交通大臣及 び道路管理者は、	高速自動車国道 及び高速自動車 国道以外の道路 （以下

○ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え） 第六条（略） 2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。			（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え） 第六条（略） 2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第二十二條の三第一項	二以上の道路管理者	管理有料高速道路承継会社及び道路管理者（他の管理有料高速道路承継会社が管理する管理有料高速道路にあつては、当該他の管理有料高速道路承継会社。第三項において同じ。）	（新設）	（新設）	（新設）

3 (略)	(略)	第二十八條の二第一項	第二十二條の三第三項	第二十二條の三第一項、第五項及び第六項、第二十八條の二第一項
	(略)	連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議	道路管理者（密接関連道路管理者	密接関連道路管理者
	(略)	連絡調整	管理有料高速道路承継会社及び道路管理者（密接関連道路管理者等	密接関連道路管理者等

3 (略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(新設)	(新設)	(新設)

○ 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令第四条第一項（第一号、第四十二号、第四十五号及び第四十六号に係る部分を除く。）及び第二項並びに第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。	（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令第四条第一項（第一号、第四十二号、第四十五号及び第四十六号に係る部分を除く。）及び第二項並びに第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（道路管理者の権限の代行） 第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第二号（道路法第十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。 254 （略）	（道路管理者の権限の代行） 第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第二号（道路法第十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十四号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。 254 （略）